

個別の教育支援計画の作成と活用に関する現状と今後の方策

—特別支援学校教員に対する質問紙調査から—

藤井 慶博^{*1}・高田屋 陽子^{*2}

The Current State and Future Policymaking on the Development and Use of Individualized Education Support Plans:

- Findings of the Questionnaire Survey of Teachers at Schools for Special Needs Education -

FUJII, Yoshihiro; TAKADAYA, Yoko

Abstract

A questionnaire survey was conducted on teachers at schools for special needs education to identify the current state of development and use of individualized education support plans and to examine into policies aimed at effective application of such plans. The findings show that the teachers found development of such plans burdensome and that such plans were not being utilized effectively. For individualized education support plans to function effectively, support meetings by relevant parties, study in application systems and participation of special needs students and their guardians in plan development are regarded necessary. The findings reveals that in developing such plans it is necessary to study into formats that are suited to the real conditions at the school and to promote further coordination among relevant organizations. Additionally, it is suggested that the cooperation between the school and the students and their guardians will possibly contribute to career development of the student.

Key words : Individualized education support plan, school for special needs education, related organizations

1 はじめに

2002年12月に公表された「障害者基本計画」において「障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を策定して効果的な支援を行う」ことが示された。これにもとづく「重点施策実施5か年計画」では、盲・聾・養護学校において個別の教育支援計画を2005年度までに策定することが示された。これと時期を同じくした2003年の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」においても「障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行う」ことを目的に個別の教育支援計画を作成することの必要性が提起された。そして2009年に告示された特別支援学校の幼稚園教育要領及び小学部・中学部並びに高等部学習指導要領

において、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児児童生徒への教育的支援を行うために個別の教育支援計画を作成することが義務づけられた。また、幼稚園、小・中学校及び高等学校においても、発達障害を中心に特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒が在籍している実態を踏まえ、幼稚園教育要領（2008年告示）、小学校及び中学校の学習指導要領（ともに2008年告示）並びに高等学校学習指導要領（2009年告示）には、障害のある幼児児童生徒について、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが示された。さらに、2020年度から2022年度に順次予定されている小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領の改訂において、通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒に対する指導や支援が組織的・継続的に

*1 秋田大学大学院教育学研究科

*2 秋田県教育庁

われるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成の義務化が検討されている。

このように、個別の教育支援計画の重要性が提唱される一方で、課題も多く指摘されている。例えば、岩井(2006)は、全国特殊学校長会が行った「個別の教育支援計画」の盲・聾・養護学校における実施状況に関するアンケート調査結果について報告している。それによると、全国の盲・聾・養護学校においては、個別の教育支援計画を保護者と協力し、児童生徒のニーズに対応する支援機関を把握したり、連携協力できる関係づくりに努めたりしているものの、個別の教育支援計画をもとに関係機関との支援会議を実施するまでにはいたっていない現状が報告されている。

また、加瀬(2011)は、個別の教育支援計画をめぐる現状に関して、支援に必要な関連専門職等を交えた「策定」にはほど遠く、コピー&ペーストで「作成」した計画は校内の金庫に保管されて活用できないというように、教員に少なからぬ徒労感を生み出すツールになっている実態や、逆に有効に機能しているものの、中心となっている特別支援教育コーディネーターの多忙さを危惧する声が少ないといった実態があることを指摘している。

このような状況が改善されているのか概括するため、筆者は2014年9月にA県内の知的障害特別支援学校1校の教員16人に対し、個別の教育支援計画の作成と活用に関するアンケート調査を実施した。その結果、関係機関との連携のために個別の教育支援計画を「十分活用した」と回答した教員は0人、「やや活用した」は3人、「あまり活用しなかった」は1人、「全く活用しなかった」は12人と、ほとんど活用されていない実態が明らかとなった。また、個別の教育支援計画の有用性について「十分に感じる」と回答した教員は0人、「やや感じる」は4人、「あまり感じない」は11人、「全く感じない」は1人、と多くの教員が有用性を感じないまま作成している現状が示唆された。

このように、個別の教育支援計画が関係機関との連携のツールとして有効性を期待されながら誕生し、行政主導で活用が提唱されてきているものの、学校現場におい

ては、関係機関との連携に寄与していないことや、教員が有用性を実感していないといったこれまでの指摘についてほとんど改善が図られず、その存在が有名無実化している状況が推測される。

そこで、本研究では、個別の教育支援計画の作成が義務づけられている特別支援学校において、その作成と活用に係る現状を概括し、そのうえで有効に機能させるための方策について検討することとした。

II 方法

1 対象

A県の特別支援学校8校の教諭及び講師

2 調査時期

2015年7月28日～2015年8月31日

3 調査方法

郵送法により質問紙調査を実施した。主な内容は、①2014年度における個別の教育支援計画の作成や活用に関する状況(選択式)、②個別の教育支援計画を有効に機能させるための方策(自由記述)とした。

4 データの処理

個別の教育支援計画の作成や活用に関する状況については集計し、その割合を主に学校の障害種(以下、校種)別及び学部別に算出した。また、個別の教育支援計画を有効に機能させるための方策についてはKJ法に準じてカテゴリー化し、分析した。

III 結果

1 回収数

送付した質問紙は352通であり、326人から回答があった(回答率92.6%)。そのうち、2014年度に個別の教育支援計画を「作成しなかった」と回答した78件及び回答に不備のあった11件を除いた237件を検討対象とした。

2 回答者が所属していた校種及び学部

回答者が2014年度に所属していた校種は視覚障害特

表1 回答者の校種別と学部別所属状況 (n = 237)

校種	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
視覚障害	1	1	3	11	16(6.8%)
聴覚障害	3	4	2	6	15(6.3)
肢体不自由	0	32	21	25	78(32.9)
病弱	0	0	2	8	10(4.2)
知的障害	0	44	32	42	118(49.8)
計	4(1.7)	81(34.2)	60(25.3)	92(38.8)	237(100.0)

別支援学校（以下、視覚障害）が16人、聴覚障害特別支援学校（以下、聴覚障害）が15人、肢体不自由特別支援学校（以下、肢体不自由）が78人、病弱特別支援学校（以下、病弱）が10人、知的障害特別支援学校（以下、知的障害）が118人であった。また、学部別では、幼稚部が4人、小学部が81人、中学部が60人、高等部が92人であった（表1）。

3 個別の教育支援計画の作成状況

1) 作成した主な時期

個別の教育支援計画を作成した主な時期では、4月が86人（36.3%）、5月が129人（54.4%）と年度当初の2か月間で作成していた教員が9割を超えていた。また2月、3月といった年度末に作成していた教員は10人（4.3%）であった（図1）。

2) 教員一人当たりの作成人数

教員一人が作成した幼児児童生徒の個別の教育支援計画の数を尋ねたところ、全体では1人が39.2%、2人が23.6%、3人が18.6%、4人が9.3%、5人が3.8%、6人以上が5.5%であった。校種別では肢体不自由、病弱における作成人数が少なかったのに対し、聴覚障害や知的障害では作成人数が多かった（図2-1）。学部別では小学部における作成人数が少なかったのに対し、中学部、高等部と学部が上がるにつれて作成人数が多くなっていった（図2-2）。

3) 作成に要した時間

幼児児童生徒一人当たりの個別の教育支援計画の作成に要した時間を「1時間以上5時間未満」「5時間以上10時間未満」「10時間以上15時間未満」「15時間以上20時間未満」「20時間以上」の選択肢により尋ねた。その結果、全体では、「1時間以上5時間未満」が68.8%と最も多く、次いで「5時間以上10時間未満」が23.2%と、10時間未満で作成していた教員が90%を超えていた。校種別では、肢体不自由と病弱で10時間以上要していた教員が10%を越えるなど、他の校種より作成に要する時間が多くなる傾向がみられた。（図3-1）。学部別では、小学部において10時間以上要していた教員が10%を越え、他の学部より作成に要する時間が多くなる傾向がみられた（図3-2）。

4) 年度内の修正状況

個別の教育支援計画の当該年度内における修正状況について4件法で尋ねた。その結果、全体では「大いにした」が5.1%、「ややした」が67.1%、「あまりしなかった」が22.4%、「全くしなかった」が5.5%であった。校種別では「大いにした」と「ややした」がおおむね7割を占めた中、病弱は5割にとどまっていた（図4-1）。学部別では、小学部が修正した割合が高く、中学部と高

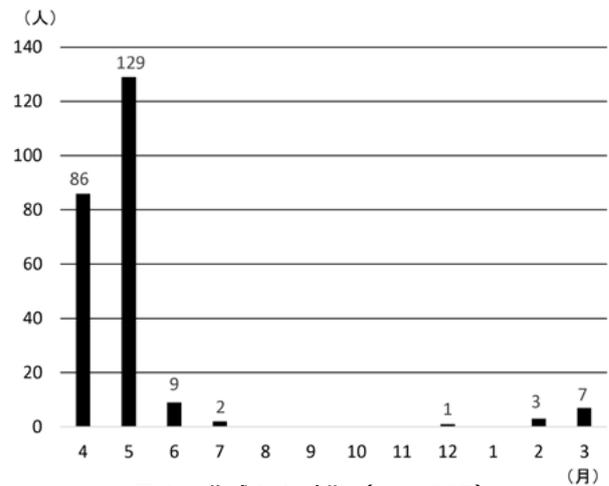


図1 作成した時期 (n = 237)

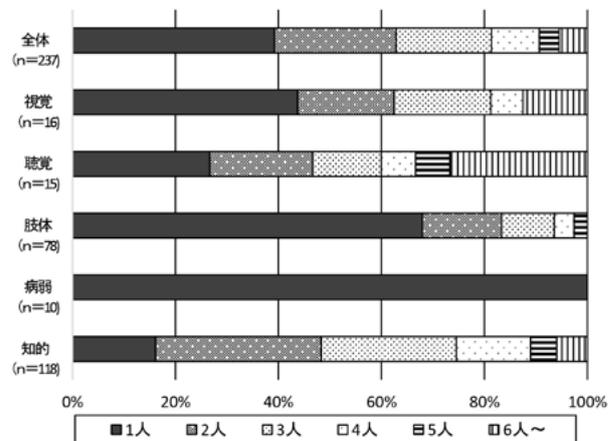


図2-1 教員一人当たりの作成人数 (校種別)

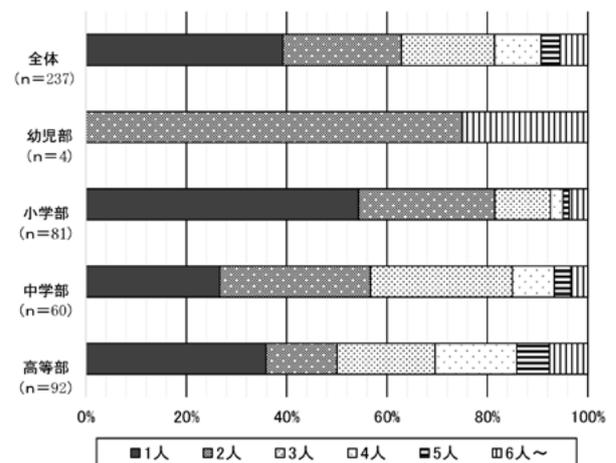


図2-2 教員一人当たりの作成人数 (学部別)

等部ではその割合が低くなっていた（図4-2）。

5) 作成にかかる負担感

個別の教育支援計画の作成にかかる負担感について4件法で尋ねた。その結果、全体では「大いに感じた」が7.6%、「やや感じた」が51.1%と負担を感じている教員

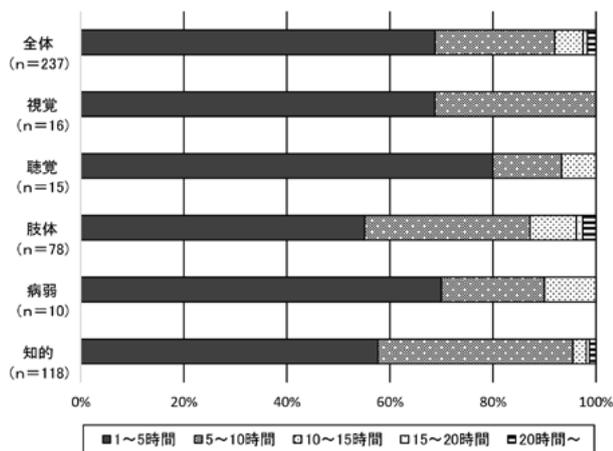


図 3-1 一人当たりの作成時間（校種別）

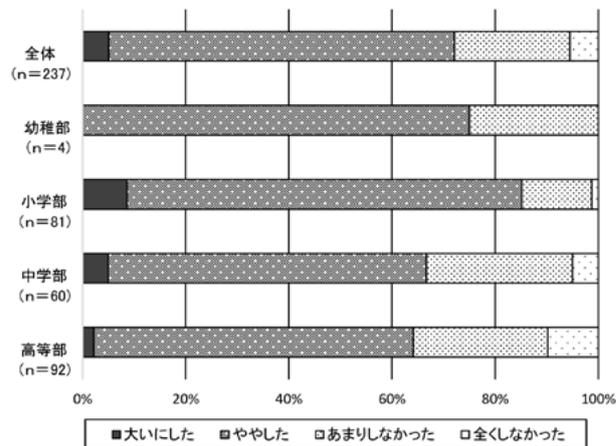


図 4-2 年度内の修正（学部別）

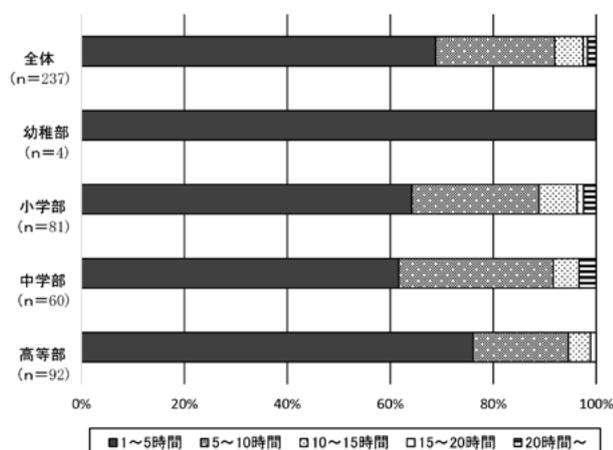


図 3-2 一人当たりの作成時間（学部別）

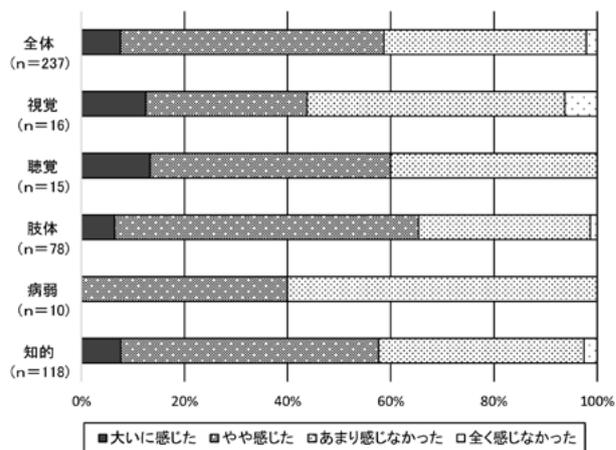


図 5-1 作成にかかる負担感（校種別）

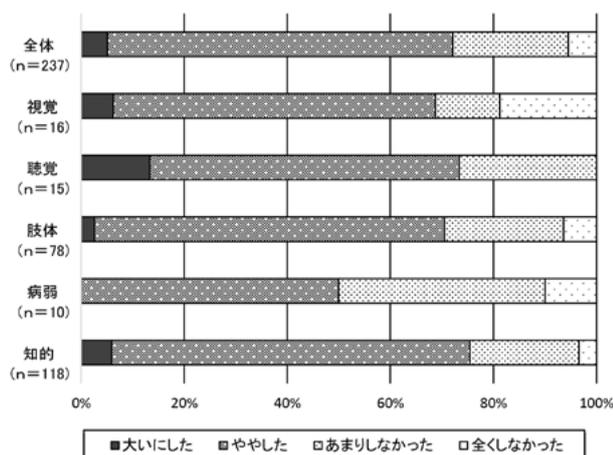


図 4-1 年度内の修正（校種別）

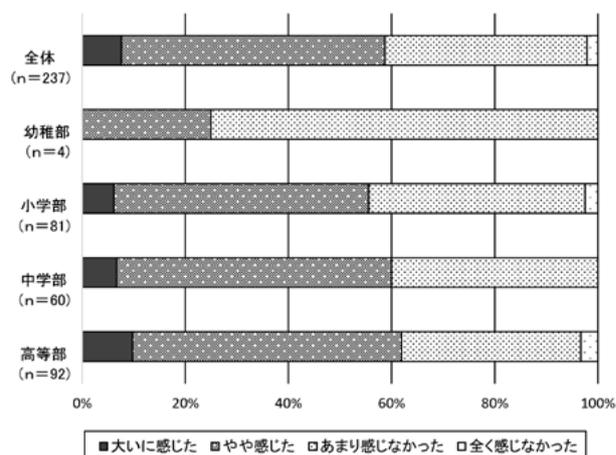


図 5-2 作成にかかる負担感（学部別）

が6割に上り、「あまり感じなかった」は39.2%、「全く感じなかった」は2.1%であった。校種別で「大いに感じた」と「やや感じた」の割合が高かったのは肢体不自由と聴覚障害であり、視覚障害と病弱は低かった（図5-1）。学部別では、幼稚部において負担感を感じた割合が低かったものの、他の学部では顕著な差はみられな

かった（図5-2）。

4 個別の教育支援計画の活用状況

1) 保護者との話し合い

個別の教育支援計画に関する保護者との話し合いの状況について4件法で尋ねた。その結果、全体では「全て

個別の教育支援計画の作成と活用に関する現状と今後の方策

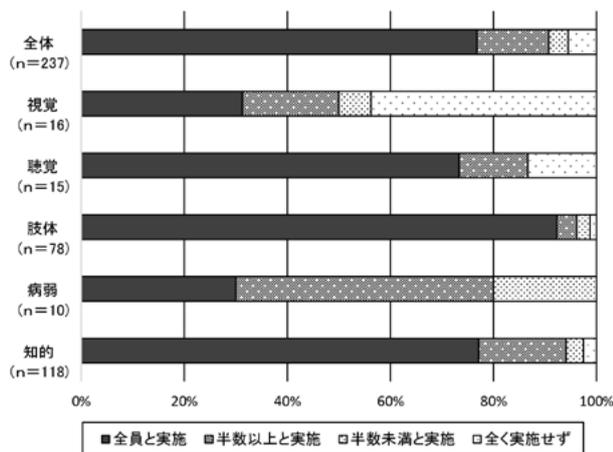


図 6-1 保護者との話し合い (校種別)

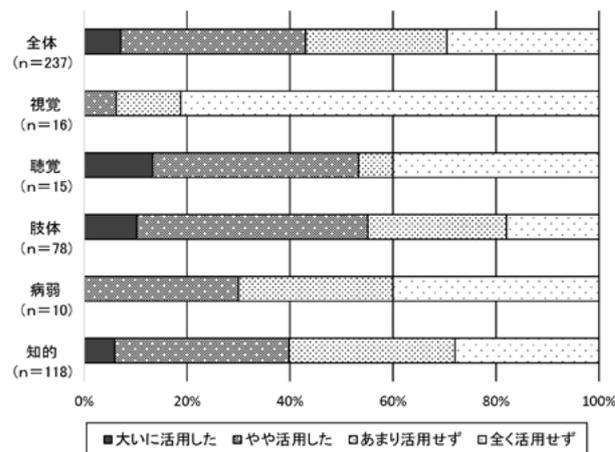


図 7-1 活用状況 (校種別)

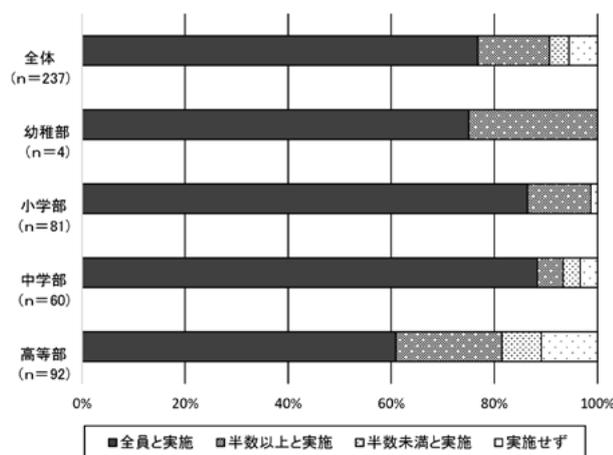


図 6-2 保護者との話し合い (学部別)

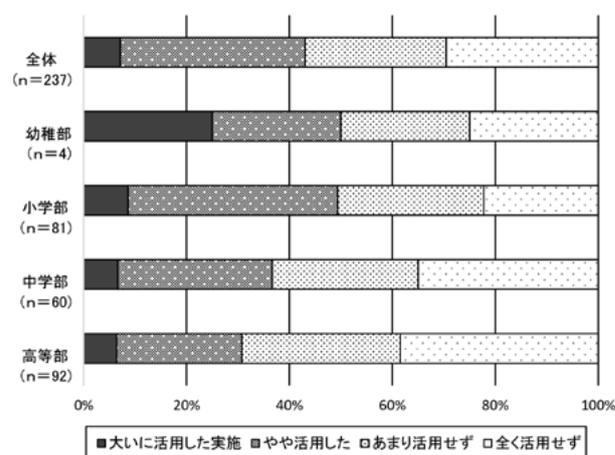


図 7-2 活用状況 (学部別)

の保護者に行った」との回答が76.8%に上った。また「半数以上の保護者を行った」が13.9%、「半数未満の保護者を行った」が3.8%、「全く行わなかった」が5.5%であった。校種別では聴覚障害、肢体不自由、病弱及び知的障害では8割以上の教員が半数以上の保護者と話し合いを行っていたのに対し、視覚障害では5割にとどまり、「全く行わなかった」との回答が43.8%に上った(図6-1)。学部別では、幼稚部から中学部までは9割以上の教員が、全てまたは半数以上の保護者と話し合いを行っていたのに対し、高等部では8割程度にとどまっていた(図6-2)。

2) 関係機関との連携のための活用状況

関係機関との連携のための個別の教育支援計画の活用状況を4件法で尋ねた。その結果、「大いに活用した」が7.2%、「やや活用した」が35.9%、「あまり活用しなかった」が27.4%、「全く活用しなかった」が29.5%であった。校種別では、「大いに活用した」または「やや活用した」と回答した割合が最も高かったのは肢体不自由でその割合は55.2%であった。一方「あまり活用しなかった」と「全く活用しなかった」の割合が、視覚障害では93.8%、病弱では70.0%に上っていた(図7-1)。学部別でも、

「あまり活用しなかった」と「全く活用しなかった」との回答がすべての学部で半数以上に上り、中学部では6割、高等部では7割に上っていた(図7-2)。

3) 連携した関係機関

個別の教育支援計画を活用して連携した関係機関として、医療、保健、教育、福祉、労働(事業所含む)、その他の6つの選択肢(複数回答可)により回答を求めた。その結果、全体では延べ226件の機関と連携していた。そのうち医療機関が103件(45.6%)と最も多く、次いで福祉機関が79件(35.0%)、教育機関が23件(10.2%)の順であった。その他2件の回答には具体的な記述はなかった。校種別では、視覚障害と聴覚障害では教育機関が最も多かった。肢体不自由と病弱では医療機関が多くを占め、特に病弱の連携先は全て医療機関であった。知的障害では福祉機関が51件(42.5%)と最も多く、次いで医療機関が43件(35.8%)となっていた(図8-1)。学部別では、小学部は医療機関と教育機関がほぼ同じだった。中学部と高等部はどちらも医療機関が最も多く、次いで福祉機関、3番目に多かったのが中学部では教育機関、高等部では労働機関であった(図8-2)。

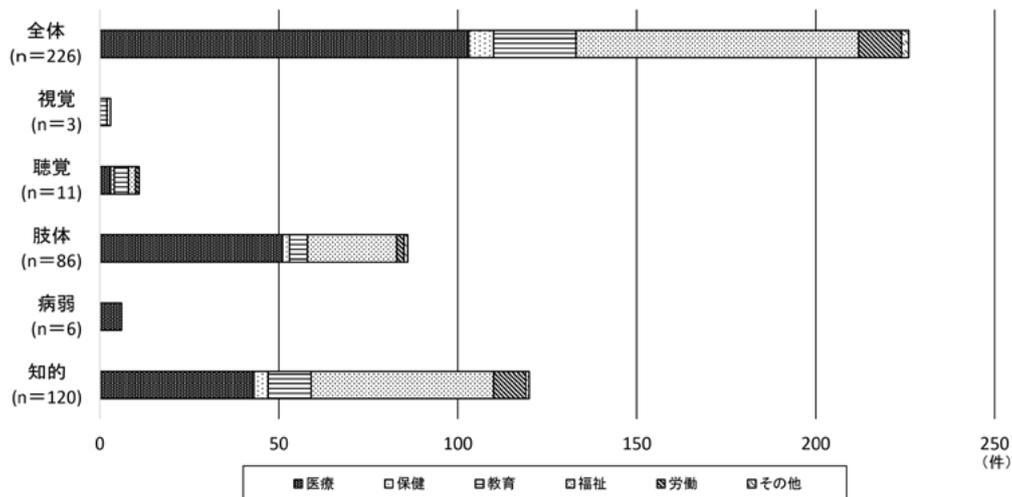


図 8-1 連携先の機関 (校種別)

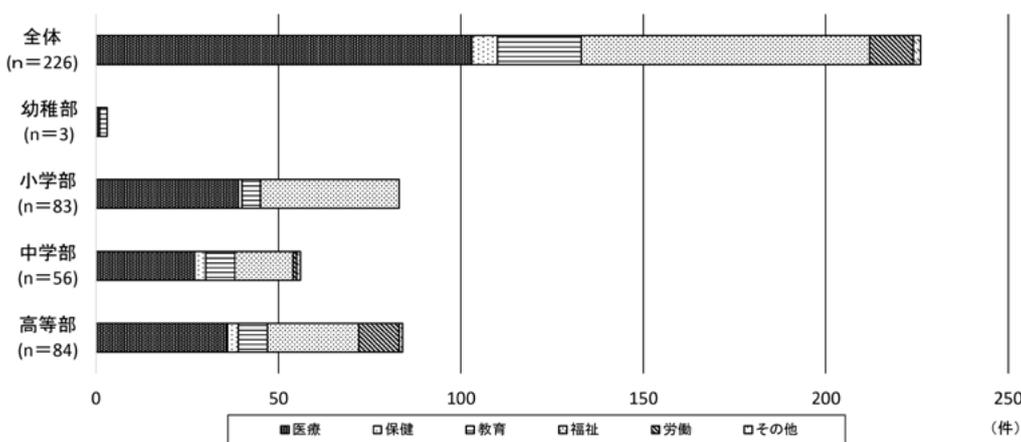


図 8-2 連携先の機関 (学部別)

5 個別の教育支援計画を有効に機能させるための方策

自由記述の内容を分析した結果、ラベルは161枚となり、大きく次の3つのカテゴリーに分類された(表2)。

1) 関係機関との連携

支援会議の開催では、「関係機関と定期的な情報交換をする機会があれば有効活用できる」ことや「リハビリ参観などの際、支援の目標や内容に関する情報交換を行うのに有効である」こと、「関わる機関によるさまざまな視点から評価を行う機会が重要である」ことなどがあげられた。

関係機関との協働による作成では、「作成段階から関係機関と協働して作成する」ことや「関係機関とも目標や手だてを共有することが必要である」とともに「話し合い後の修正が必要」というように、学校単独でなく関係機関との協働による作成が求められていた。

他の機関で作成している支援計画との統合では、「それぞれの機関でそれぞれ支援計画を作成しているので保護者にとっては区別がつかない。様式の統一や主として

作成する機関を決める必要がある」ことや「福祉サイドで作成している『サービス等利用計画』の目標を反映させ、福祉や医療と連携した取り組みをしていく」ことなど、サービス等利用計画等、他の機関で作成している支援計画との一体化が提起された。

計画の周知については、「個別の教育支援計画作成の経緯と目的を関係機関に周知する」ことや「関係機関と連携する際には必ず持参する」ことなど、個別の教育支援計画を関係機関に周知することが求められていた。

2) 活用システムの改善

様式の検討では、「県単位や校種単位で統一する」ことが求められていた。また「個々の子どもにとって必要な情報のみを記載すべき」といったことや「高等部のように担当する生徒が多いと負担が増える」ことなど簡略化が求められていた一方で、「実際の連携に当たってはもっと詳しい情報が求められるので詳しく書ける様式が必要」といった意見も少なからずみられた。さらに「生徒が自分で記入できる様式の工夫」といったことが提起

表2 有効に機能させるための方策 (161)

1) 関係機関との連携 (74)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援会議の開催 (34) ・ 関係機関との協働による作成 (20) ・ 他の機関で作成している支援計画との統合 (12) ・ 計画の周知 (8)
2) 活用システムの改善 (73)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式の検討 (27) ・ 教員の意識醸成 (17) ・ 作成や活用のスケジュール (12) ・ 個別の指導計画等との関連の整理 (11) ・ その他 (6)
3) 当事者の参画 (14)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者による作成と評価 (7) ・ 本人の参画 (4) ・ 面談時の活用 (3)

された。

教員の意識醸成では、個別の教育支援計画が「学校だけのものではないという意識の醸成」が求められていた。また「活用の方法について明確にする」ことがあげられ、関連して「具体的活用例の提示」や「活用のための研修」が求められていた。さらに「ファイリングしておわりではなく、日常的に活用できるような保管の工夫が必要」といった活用や保管の工夫に関する提案もあった。

作成や活用のスケジュールでは、「作成時期は子どもの実態に応じて柔軟に設定することや「年度主義でなく、常に更新されていくという意識が必要である」こと、「書きっぱなしにならないように年に数回は見直しを行い加筆修正等を行う」ことが必要とされていた。

個別の指導計画等との関連の整理では、「高等部では、個別の移行支援計画との違いが明確でなく、同じものを重複して作成しないようにする」という指摘があった一方で、「個別の教育支援計画が個別の移行支援計画につながり、次にサービス等利用計画に確実に情報がつながり、関係者で共有していく」ことの必要性が求められていた。

その他では、「学部により活用の仕方が違って良い」といった指摘がなされていた。

3) 当事者の参画

保護者による作成と評価では、「保護者と将来のイメージを共有することや「保護者の考えを整理し、目標を明確にする」こと、「子どもの実態や願い、卒業後の要望など、保護者が作成にかかわることにより、当事者意識をもってもらえればよい」といったことが提起された。

本人の参画では、「当事者である児童生徒が自分で活用できる場面が広がることが望ましい」ということや「生徒が計画をもとに支援を受ける内容とその機関が分か

り、自ら活用できればよい」「現在本校で行っている『私の応援計画』^{註)}としての使い方がとても良い」といった提案がなされた。

面談時の活用では、「面談時に活用することで、保護者が子どもの将来について意識を深めてくると思われる」といったことがあげられていた。

IV 考察

1 個別の教育支援計画の作成に関する現状

個別の教育支援計画の作成については、作成の時期が年度当初の4月と5月に集中していた。人事異動直後や新年度の多忙を極める中での計画の作成が教員の負担感に少なからず影響を与えているものと推測された。

教員一人当たりの個別の教育支援計画の作成人数は、全体では1人が4割と最も多く、8割の教員が3人以内であったものの、校種や学部により差がみられた。作成時間では「1時間以上～5時間未満」が7割程度で「5時間以上～10時間未満」と合わせると9割を超えていた。個別の教育支援計画の作成に際し、前年度からの引継ぎがあるとはいえ、十分な時間がかけられているとはいえない状況が示唆された。

個別の教育支援計画を年度内に修正していた教員は7割程度に上っていた。しかし「修正した」と回答した者の中には、計画作成に当たり前年度の計画を修正した行為も含まれると解釈した者もいると推測され、今後、調査内容の検討が課題としてあげられた。

作成に係る負担感については、全体の6割の教員が負担を感じていた。とりわけ中学部と高等部のように作成人数の多い学部負担感を感じる教員が多くなる傾向がみられた。

2 個別の教育支援計画の活用に関する現状

個別の教育支援計画に関する保護者との話し合いは9割の教員が半数以上の保護者で行っていたものの、校種別では大きな偏りがあった。この要因として、A県の場合視覚障害の在籍生徒の多くが成人であることや、病弱では在籍児童生徒がすべて病院入院児であることなど、学校の在籍状況による要因が推測された。

関係機関との連携のための活用では、「あまり活用しなかった」と「全く活用しなかった」が全体の6割に及ぶなど活用されていない実態が明らかとなった。特に視覚障害と病弱でその傾向が顕著であったことから、保護者との話し合いの状況と同様、児童生徒の在籍状況との関連が推測された。学部別では幼稚部から高等部へと学部が進むにつれて活用されていない状況がみられた。

連携した関係機関として最も多かったのは医療機関で、次いで福祉機関であった。校種別にみると、肢体不

自由では隣接する療育機関やデイサービス等の福祉機関との連携の強い状況が推測された。知的障害では、福祉機関と医療機関が多く、労働機関は少なかった。学部別でも高等部における労働機関との連携が少なかったことから、個別の教育支援計画が生徒の就労に係る資料としてはあまり活用されていないことが示唆された。

3 有効に機能させるための方策

1) 関係機関との連携の推進

個別の教育支援計画は「障害者基本計画」(2002)や「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」(2003)等において、障害のある子どもに対するライフステージに応じた関係機関同士の連携による支援(横軸の支援)と、乳幼児期から学校卒業までを見据えた長期的な一貫した支援(縦軸の支援)の両面の機能を果たすべく行政主導で提唱されてきた経緯がある。しかし、本調査の結果から学校現場では連携のツールとして機能しているとは言いがたい状況が推測された。一方で、早期からの教育相談や就学支援のための「就学支援シート」や、卒業期における「個別の移行支援計画」など、児童生徒のライフステージの節目における連携ツールが作成され活用されるなど、横軸の支援は少しずつ構築されてきている。今後は、ライフステージ全体を貫き、切れ目のない縦軸の支援充実のため、自由記述にも多くあげられていた計画的・継続的な支援会議の実現が求められる。そのためには連携による支援の充実資する様式の統合や、関係機関同士の協働による作成といったシステム構築も必要であろう。これらの取組により、個別の教育支援計画が学校間の引継ぎのみならず学校と関係機関をも含めた一貫した支援に寄与するような趣旨で策定されることが期待される。

2) 個別の教育支援計画の目的の整理と作成・活用の在り方の改善

本調査の結果、個別の教育支援計画が年度当初の多忙極まる時期に作成されていることや、負担感を感じている教員が多かったわりに、学校と関係機関との連携に寄与していない状況が明らかとなった。このような状況が改善されなければ、教員の個別の教育支援計画に対する期待感は希薄になり、形骸化に拍車をかけることが危惧される。そのためには今一度、個別の教育支援計画の目的を整理し、実効性のある計画にしていくことが求められよう。併せて、作成の時期、校種や学部の特色に応じた様式の検討、日常的に教育活動や関係機関との連携に活用できるような方法の検討など、作成・活用の在り方の抜本的な改善も検討すべきであろう。

3) 当事者主体の計画

自由記述の中には、個別の教育支援計画を通して保護

者と学校が子どもの将来のイメージを共有することや、子どもの実態や願い、支援に関するニーズなど、保護者が作成にかかわることで、当事者意識をもってもらうといったことが提起されていた。また、当事者である児童生徒が自分で活用できる計画であることが望ましいことや、生徒が計画をもとに支援機関やその内容が分かり、自ら活用できればよいといった提案もなされていた。このように、個別の教育支援計画は教員が単独で作成し、本人・保護者がそれを追認するようなものではなく、本人・保護者が作成と評価に主体的に参画するシステムが求められよう。さらに、作成された計画を金庫に保管しておくのではなく、日々の教育活動または家庭生活でも活用できるようになれば、教師が抱く負担感の解消にもつながるであろう。

個別の教育支援計画の作成に当事者が参画する取組みは先駆的に報告されているが、本人の積極的な参画は児童生徒のキャリア発達という視点からも大きな可能性を秘めているといえよう。自由記述の中にあつた「私の応援計画」としての作成と活用に関する実践報告が大いに期待される。

V まとめ

個別の教育支援計画の作成と活用に関する現状を明らかにし、有効に機能させるための方策を検討するため、特別支援学校教員に対し質問紙調査を行った。その結果、多くの教員が計画の作成に負担を感じていたものの、有効に活用されていない実態が明らかとなった。個別の教育支援計画を有効に機能させるためには、関係者による支援会議の開催、活用システムの検討、計画作成における本人や保護者の参画が求められていた。これらの結果から、個別の教育支援計画の作成に当たっては学校の実態に即した様式の検討や、関係機関との更なる連携が必要であると考えられた。また、学校と本人・保護者が協働して計画を作成することにより、本人のキャリア発達に寄与する可能性が示唆された。

註

A県のB特別支援学校では、本人と保護者が主体となり学校がサポートする形で個別の教育支援計画を作成しており「私の応援計画」と名付けられている。この取組は2015年度に試行実施され、2016年度から本格実施された。

謝辞

本稿の執筆にあたりご協力いただきましたA県の特別支援学校の教員の皆様に深く感謝申し上げます。

個別の教育支援計画の作成と活用に関する現状と今後の方策

文献

岩井雄一（2006）：「個別の教育支援計画」の実際と実践上の課題－全国特殊教育学校長会の調査研究を通して－．発達障害研究, 28, 5, 325-332.

加瀬進（2011）：「個別の教育支援計画」の原点，現在，そしてこれから．肢体不自由教育, 199, 4-9.

文部科学省（2003）：今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）

文部科学省（2008）：幼稚園教育要領

文部科学省（2008）：小学校学習指導要領

文部科学省（2008）：中学校学習指導要領

文部科学省（2009）：高等学校学習指導要領

文部科学省（2009）：特別支援学校幼稚部教育要領

文部科学省（2009）：特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

文部科学省（2009）：特別支援学校高等部学習指導要領

障害者基本計画（2002）

障害者施策推進本部（2002）：障害者基本計画重点施策実施5か年計画